

平成 27 年 5 月 27 日  
健康保険組合連合会

## 医療保険制度改革関連法の成立にあたって (大塚陸毅会長のコメント)

本日、参院本会議において、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法」(医療保険制度改革関連法)が可決され、成立した。ここに至るまでの関係者の尽力には改めて敬意を表するとともに、改革の趣旨に則した適切な施行を要望する。

同法には、拠出金負担の重い健保組合などへの国費による負担軽減策の創設など評価できる部分も含まれているが、その中心は国保の財政基盤強化策に偏り、医療保険制度全体の持続可能性を確保するという大局的な視点から見れば、不十分な点もあり決して満足できる内容とはいえない。特に、被用者保険関係 5 団体の強い反対にもかかわらず、後期高齢者支援金の全面総報酬割によって生じる国費財源の 7 割相当を国保の財政対策に転用としたことは、国の財政責任を現役世代の保険料負担に転嫁する「肩代わり」そのものであり、極めて遺憾である。

その一方で、今国会の法案審議を通じて、党派を超えて、過重な拠出金負担に苦しむ健保組合の実情や健保連の主張に対する理解の深まりを認識することができた。この結果、衆参両院の厚生労働委員会では附帯決議が採択され、健保連の主張に沿った項目も数多く含まれることとなった。健保組合・健保連一体となった活動が一定の成果をあげたものと評価するところである。

同法は成立し、改革が進められることとなるが、医療費の適正化対策や高齢者医療制度の負担構造改革等、医療保険制度には多くの課題が残されたままである。

政府におかれては、国会審議や附帯決議の内容を尊重し、その実現を図るとともに、真に医療保険制度の持続可能性を追求するために、抜本的改革を断行するよう強く要望する。

以上

照会先：健保連企画部政策グループ  
TEL：03-3403-0921